

平成25年度 社会復帰調整官の採用案内

1 社会復帰調整官の職務の内容、身分、給与

(職務) 保護観察所において社会復帰調整官として勤務します。

社会復帰調整官は、精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく生活環境の調査・調整、精神保健観察等の業務に従事します。

(身分) 身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し傷病に際して給付等が受けられるほか、共済年金制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。社会復帰調整官に任命されると俸給の調整額が加算されます。

平成25年春は、行政職俸給表(一)3級の職員を募集します。

(参考：大学卒業後、精神保健福祉の実務経験10年が認められて行政職(一)3級10号俸に認定された場合の俸給の月額額は239,999円です(平成24年12月現在。))

毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当等)が支給されます。

2 勤務時間・休暇等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年間20日)等の休暇制度があります。

(勤務地) 採用された保護観察所又はその支部に勤務します。異動は、原則として選考を行った地方更生保護委員会管内の保護観察所を中心に行われます。昇進に応じて異動の範囲は広がります。

(昇任) 社会復帰調整官として職務に従事した後、勤務成績に応じて統括社会復帰調整官、首席社会復帰調整官、保護観察所長等に昇進する可能性があります。

(研修) 平成25年度中に、東京都において約1か月間の全寮制による研修が実施される予定です。

3 採用案内

(採用予定) 平成25年4月1日に、松山保護観察所で若干名採用する予定です。

(応募要件) 次の要件を満たすことが必要です。詳しくはお問い合わせください。

- (1) 本制度の対象となる精神障害者の円滑な社会復帰に関心と熱意を有すること
- (2) ア 精神保健福祉士の資格を有すること、又は、
イ 精神障害者の保健及び福祉に関する高い専門的知識を有し、かつ、社会福祉士、保健師、看護師、作業療法士若しくは臨床心理士の資格を有すること
- (3) 精神保健福祉に関する業務において8年以上の実務経験を有すること
- (4) 大学卒業以上の学歴を有すること

(選考方法) 選考は、(1)書類選考、(2)(書類選考の合格者に対する)保護観察所における一次面接、(3)(一次面接の合格者に対する)地方更生保護委員会における二次面接により行われます。採用は、二次面接合格者の中から決定されます。

(応募手続・応募期間・面接日程・問い合わせ先等) 裏面参照

応募期間は地方更生保護委員会ごとに決められますので、採用希望の保護観察所を管轄する地方更生保護委員会にご確認の上、採用申込みを行ってください。

応募手続等

1 応募用紙の請求先・応募先

四国地方更生保護委員会 (請求先, 応募先)	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階 Tel (087) 822-5090
松山保護観察所 (請求先)	〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎6階 Tel (089) 941-9983

※ 郵便で応募用紙を請求する場合は、封筒の表に「社会復帰調整官応募」と書き、80円切手(1部の場合)を貼った返信用封筒(返信のため、あて先を明記すること)を同封し、上記地方更生保護委員会あてに送付して下さい。

2 申込方法

応募用紙「社会復帰調整官採用試験受験申込書」に必要事項を記入した上、必要書類を添付し、上記の応募先である四国地方更生保護委員会へ、できるだけ郵送で提出して下さい。

なお、受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出て下さい。

3 応募期間

平成25年1月4日(金) から 同年2月4日(月) まで(郵送の場合、締切当日消印有効)

4 面接の会場・日程

	会 場	日 程
一次面接	松山保護観察所	平成25年2月15日(金)
二次面接	四国地方更生保護委員会	平成25年2月25日(月)

※ 書類選考合格者に対し、一次面接の会場・日程等を連絡します。

5 採用予定庁、採用予定数、必要な実務経験年数

採用予定庁	採用予定数	必要な実務経験年数
松山保護観察所	1	8年以上

※ 必要な実務経験年数については、今回の募集が国家公務員の行政職俸給表(一)3級の職員であることから目安として示したものです。

※ 職務内容や勤務形態によっては、8年を超える経験年数が必要となる場合があります。

6 選考の結果 個別に通知します。

7 応募ができない者

日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者(成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者)は、応募することができません。

8 全国の採用予定については、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) の「資格・採用試験」の項をご覧ください。